

令和4年4月27日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が
下がった場合における標準報酬月額の特例改定の再延長等について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記件につきまして、令和2年6月29日付、令和2年10月9日付、令和3年1月15日付、令和3年4月26日付、令和3年8月31日付、令和4年2月4日付にて既にご案内させていただいておりますが、この度、**令和4年4月から令和4年6月までの間に**新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例措置が講じられることになりましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、「標準報酬月額の保険者算定の特例について」（別添1）をご参照のうえ、被保険者の皆様方にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※送付書類

- 標準報酬月額の保険者算定の特例について・・・（別添1）
- 被保険者報酬月額変更届（特例）
【令和4年1月～令和4年6月を急減月とする場合】・・・（別添2）
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書
（月額変更届【特例】用（令和4年1月～令和4年6月を急減月とする場合））
・・・（別添3）
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書（月額変更届【特例】用（令和4年1月～令和4年6月を急減月とする場合））・・・（別添4）
- 被保険者報酬月額変更届（特例）【休業が回復した場合】・・・（別添5）

※ 送付書類（別添2～5）につきましては、当組合のホームページ[書類ダウンロード](#)→[適用関連](#)→[年金機構ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」](#)よりダウンロードできます。

ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。